

ふじみ野市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
(委員の定数) 第2条 国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第2条第5項に規定する条例で定める委員の定数は、各4人とする。	(委員の定数) 第2条 国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第3条第5項に規定する条例で定める委員の定数は、各4人とする。